第202300037949号 第202300037181号 第202300037959号 令 和 5 年 5 月 2 日

県内高齢者施設、障がい児・者施設を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長 (公 印 省 略) 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長 (公 印 省 略) 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課長 (公 印 省 略)

【県からのお願い】5月8日以降の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策 の徹底について(通知)

日ごろ、高齢者福祉行政及び障がい児・者福祉行政への格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられる一方で、従来のBA.5系統より免疫逃避能があるとされる新系統への置き換わりや、今後第9波が起こり、第8波より大規模な流行となる可能性も指摘されています。

ついては、下記についてご留意いただき、感染対策の徹底に努めていただくよう改めてお願いします。

記

## 1. 感染防止対策の再徹底をお願いします

2か所以上を開放しての換気や頻回かつ丁寧な消毒といった基本的な感染対策について、施設内での実施を改めて徹底いただくようお願いします。

## 2. 医師、医療機関との普段からの連携をお願いします

協力医療機関、利用者のかかりつけ医等と平時から連携し、陽性者の早期発見、感染拡大防止と早期治療につなげていただくようお願いします。 <u>なお5月8日以降は保健所による入院調整は行われません</u>ので、嘱託医、協力医、かかりつけ医と連携のうえ入院を要する方の入院調整、施設内療養体制の確保等を行ってください。

## 3. 県の感染防止対策支援について

これまで県が実施してきた下記の施策については、当面継続します。施設の職員、利用者で陽性者が発生した場合は、これらの施策も活用しながら感染防止対策に努めていただくようお願いします。

- ・福祉・医療感染対策センターによる感染状況の把握
- (直近1週間で5名以上の陽性者が発生した場合には、速やかな報告をお願いします。)
- ・PCR 検査等費用、陽性者発生等に伴うかかり増し経費に対する支援
- ・陽性者発生施設への感染管理認定看護師の派遣

連絡先 福祉・医療施設感染対策センター 080-6460-8923